

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸占用料等徴収条例（平成12年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
占用料				占用料			
1 漁港区域に係る海岸保全区域				1 漁港区域に係る海岸保全区域			
占用目的による区分		単 位	金 額	占用目的による区分		単 位	金 額
電柱類を設置する場合		[略]	<u>470円</u>	電柱類を設置する場合		[略]	<u>550円</u>
地下埋設物を 設置する場合	外径が40センチメートル未満の場合	[略]	<u>100円</u>	地下埋設物を 設置する場合	外径が40センチメートル未満の場合	[略]	<u>120円</u>
	外径が40センチメートル以上の場合		<u>180円</u>		外径が40センチメートル以上の場合		<u>210円</u>
[略]				[略]			
[略]				[略]			
2 [略]				2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。